

社会福祉法人名張厚生協会 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名張厚生協会（以下「法人」という。）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任解委員及び第三者委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員、苦情対応第三者委員の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員報酬の総額等)

第3条 役員に対して、各年度の総額が1,000万円を超えない範囲でこの規定に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

2 法人の職員である役員には、本規程に基づく報酬（第11条に規定する施設長兼務手当を除く）は支給しない。

(理事長の報酬)

第4条 理事長に対する報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。

(理事長の賞与)

第5条 理事長に対する賞与の額は、別表2に定めるとおりとする。

(非常勤理事の報酬)

第6条 非常勤理事に対する報酬の額は、別表3に定めるとおりとする。

(監事の報酬)

第7条 監事に対する報酬の額は、別表4に定めるとおりとする。

(評議員の報酬)

第8条 評議員に対する報酬の額は、別表5に定めるとおりとする。

(評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬)

第9条 評議員選任・解任委員及び第三者委員に対する報酬の額は、別表6に定めるとおりとする。

(出張旅費)

第10条 役員等が法人業務のため出張する場合の旅費は、職員旅費支給規程を準用する。

2 理事長が認めた場合は、概算払の方法をもって支払うことが出来る。

3 概算払により旅費の支給を受けた者は、当該出張後ただちに精算手続きをしなければならない。

(理事長と施設長の兼務)

第11条 理事長が施設長を兼務するときは、職員給与に加え施設長兼務手当として月額50,000円を支給する。

附 則

この規程は、昭和57年7月1日よりこれを施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表1（理事長の報酬）

報 酬	
常勤理事長	月額 330,000円
	その他職員諸手当相当（一部手当除外する）
非常勤理事長	非常勤理事長の報酬は、常勤理事長の報酬月額に常勤理事長の所定勤務日数に対する当該非常勤理事長の勤務日数の割合を乗じた額とする。ただし、当該非常勤理事長の勤務日数が不定期であるなどこれによりがたい場合には、月額165,000円とする。

別表2（理事長の賞与）

報 酉	
理事長（下欄の者を除く）	職員給与規程第22条及び第23条に準ずる。
別表1下欄ただし書の適用を受ける 理事長	職員給与規程第22条及び第23条に準じ、この場合における支給割合に0.5を乗じた額とする。

別表3（非常勤理事の報酬）

日 額	
理事会への出席	10,000 円
上記のほか、法人業務のため出勤	10,000 円

別表4（監事の報酬）

日 額	
監事監査	10,000 円
理事会への出席	10,000 円
上記のほか、法人業務のため出勤	10,000 円

別表5 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	10,000 円
上記のほか、法人業務のため出勤	10,000 円

別表6 (評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬)

	日 額
評議員選任・解任委員会及び第三者委員会の出席	10,000 円
上記のほか、法人業務のため出勤	10,000 円